

平成28年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/18	水	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会「会議室」
5/25	水	平成28年度第1回正副会長会議 時間：午後3時15分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/25	水	平成28年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/20	月	第60回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/28	火	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
10/19	水	第68回中小企業団体全国大会 場所：石川県「いしかわ総合スポーツセンター」
1/27	金	平成29年中小企業団体千葉県新春交流会 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

お知らせ

◆組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

- ①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、5月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。



千葉県中小企業団体中央会

第60回通常総会

を下記のとおり開催します。

平成28年6月20日(月) 15:30～(予定)

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成27年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (TEL 043-306-3281)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成27年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合			
	▼組合データ			
	理事長	武田 将次郎	住所	千葉市中央区富士見2-3-1
	設立	昭33年2月	業種	旅館業
	会員	328人		
テーマ	インバウンドの重要性～魅力的な訪日観光客のおもてなし方法～			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	新浜翻訳経営研究所 原田 純			

研究会の内容

■年間2,000万人に近づく外国人観光客を取り込もう

【今がチャンス！インバウンドの重要性】

インバウンドは入ってくるという意味の英語ですが、「外国人の日本観光旅行」＝「訪日外国人観光客」のことを言います。

平成26年に日本を訪れた外国人観光客数は約1,300万人でしたが、平成27年は約2,000万人に達しました。国は平成32年(2020年)に2,500万人を目標としています。

平成27年の初めごろ「爆買い」という言葉が使われ初めました。旧正月を利用して訪日した中国人観光客が、大量に日用品ほかを買ってくれたので、この名称がつけられました。入れ替わるように4月のタイの旧正月では、多くのタイ人が日本を訪れ、一過性と思われる「外国人観光客ブーム」が続いていることが証明されました。ブームの原因は円安だと言われていますが、各国の生活水準の向上により、海外旅行する余裕が生

まれたことも影響しています。

昨年の暮れから中国の引き締め政策が伝えられ、また円高の傾向があるものの、中国を中心とするアジアの旅行者がしばらく日本の観光を支えることは間違いありません。

文化の輸出であるクールジャパンの影響力は私達が想像しているよりも大きく、観光客の興味が分散してきています。したがって、日本中どこでもインバウンドのチャンスがあります。

北海道をはじめとする外国人サイクリング観光客の増加を見ると、外国人観光客はもはや有名観光地だけに興味を持っているのではないということがわかります。

初めて日本を団体旅行で訪れるとゴールデンルートと呼ばれる東京・箱根・富士山・名古屋・大阪のコースを観光しますが、リピーターになると興味が多様化します。思わぬことが観光の対象となるのですから、「まちおこし」、「村おこし」をと考えていらつしやる地域の方には「インバウンド観光」は良いチャンスとなります。どの地域でも外国人の興味の多様化に対応する糸口が必ずあるはずです。

■集客にはホームページやSNSによる情報発信を

ホームページをお持ちの商店・宿泊施設・会社が多くなってきました。もし日本語のホームページをお持ちでしたら、そこにまず英語ページを作りましょう。海外の人は予想以上にインターネットを使っています。

英語ページとまではといてころは、写真を多くして、連絡先だけをまず英語にしてください。写真が自ら説明をし、連絡先が英語であれば、興味ある方がコンタクトできるのです。これは現在ホームページが無いという会社/地域にも比較的容易に始められますので、ホームページに取り組んでください。

最近「みんなのビジネスオンライン」をはじめ比較的価格かつ専門家でなくてもホームページが容易に作れるサービスが出てきていますので、上手に使いましょう。またSNS(インターネットを利用した交流サービス)の中では、フェイスブックがインバウンド観光には使い勝手がよいです。こちらが撮った写真を和文と一言英語

を添えて公開すれば簡単に情報を発信できます。(写真に旅行者が入る場合は相手の承諾が必要で
す。)

口コミが最も影響力の強い誘客方法であると言われます。口コミは感動した顧客が発信する言葉や画像をフェイスブックやホームページで公開することから始まり
ます。口コミを起こすカギは感動であり、顧客へのおもてなしも一
要因です。情報発信し、誘客した結果来られたお客様に満足して
帰っていただくのが、口コミの元
になるというわけです。

国内外の展示会は費用がかかりますが、効果が見えやすいと言
えます。旅行業界の展示会は国内であ
っても海外の旅行代理店が参加
しています。補助金の活用や地域
としての出展などで実現したいも
のです。

■言葉と文化の壁を乗り越えて、 リピーターを増やそう

わたしたちと違い、世界には宗
教により食材が制限され、行動に
も制約がある方たちが存在しま
す。

例えば、イスラム教徒は豚が食

べられませんし、ヒンズー教の方
は牛が食べられません。ですから、
メニューごとに材料及び調理法を
説明するなどの工夫が必要です。

幸い伝統的な和食はイスラム教
徒が受け入れやすいものだと言わ
れます。レストラン、旅館はメ
ニューの品書き、説明書きを英語
にすることから始めてはいかがで
しょうか。

接客は日本語だけで通してもよ
いですが、英語、中国語、場所によ
っては韓国語ができる販売に結び
つきやすいでしょう。

役立つものとして、ここでは指
差しカードとVoiceTraをご紹介します。

指差しカードは指を指して行う
外国語が使えない日本人が、外国
人とやり取りするための道具で
す。小売店やレストラン・食堂ほ
か接客業で特に効果を発揮しま
す。日本語と各国語を紙の上に予
め表にしておくものです。表の最
上部横方向に日本語・英語・中国
語(簡体字)・中国語(繁体字)
韓国語と書き、左横の日本語のと
ころに日本語で使う頻度の高い言
葉を下に向かつて書いていきます。
書店に行けば指差しカード用の

書籍も販売されており、またイン
ターネットで翻訳はある程度でき
ますので、コピー、切り張りなど
でどなたでも作る事が可能で
す。

VoiceTraは独立行政法人情報
通信研究機構が開発しているス
마트フォンの無料アプリです。
話す方、聞く方の言語をそれぞれ
選択して、音声を入力すると自動
的に通訳してくれます。音声入力
であるところ、スマホでできると
ころが便利です。

■2020年の東京オリンピック の年に間に合うように、今から 準備を

東京オリンピックの年には多く
の外国人観光客が日本を訪れま
す。

リピーターの方は団体ではなく
小グループ・個人旅行として日本
国内を旅したいと思われま
す。そうした方の受け入れをどうするの
かを今から考えておくことが大切
です。

アジアの観光客が増え初めた頃
は、日本が初めての観光客がほと
んどで、ゴールデンルートが大半
でした。有名観光地を旅していた

わけです。

一方リピーターやファンが増え
ると、有名観光地だけでなくその
他の地域にもチャンスが広がりま
す。多くの場所を回り、さまざま
なことを体験することに興味が生
まれるからです。そのため千葉県
の全域にチャンスがあります。

千葉県は東京都の隣に位置し一
部オリンピックの競技も行われる
ので、一泊で日本の伝統的な民家
の生活を体験するなどの企画を作
りやすいのではないのでしょうか。

成田空港がある利点を使い、ど
のようにすれば外国人観光客が
もつと地元で宿泊しお金を落と
してくれるかを考える時なのです。

千葉県は東京に近いため東京に
泊まり、千葉には泊まってくれな
いと嘆く方もいらっしゃいますが、
興味の多様化に因應することができ
れば、泊まる方が増えるでしょう。
それぞれがまた地域で目標を定め
てインバウンドに取り組まれるこ
とを願っております。なお、今回は、
訪日旅行の両輪である観光と
ショッピングのうち、後者に関係
する免税については取り上げませ
んでした。ご了承ください。

(原田 純)

テーマ

地域連携による新たな事業展開

三方よしの『あきんど精神』、行政と連携し社会に貢献 熊本流通団地協同組合

先行開始した組合独自のカーシェアリング事業を強みに、行政の公用車のカーシェアリング事業を組合子会社で受託し、組合事業と共に運営している。

背景と目的

熊本県における代表的な流通団地として、子会社として「熊本流通団地株式会社」を有し、現在も成長し続けている団地協同組合である当組合では、組合員から賦課金収入だけでなく、共同経済事業として安定的な収入を確保する事業を模索していた。そこで、組合員への還元も図れる団地内の組合員を対象にした「カーシェアリング事業」に着目し、組合内に設置されていた「新規事業検討委員会」に諮った後、調査・研究を行い、平成23年4月より乗用車3台で「カーシェアリング事業」を開始した。

事業・活動の内容

「カーシェアリング事業」は、組合の子会社である「熊本流通団地株式会社」を事業主体とし、予約の受付や車の管理は子会社のカーシェアリング事業係により行っている。この事業推進体制は、「組合の直接事業、員外利用」の制限は受けず、流動的なニーズにも対応可能でありながら、組合のイニシアチブも保持されており、組合と組合員の新たな関わり方を考慮した体制であるといえる。

平成25年2月には、熊本市事業である「環境対応車カーシェアリング事業」を「熊本流通団地株式会社」が受託し、全国の協同組合の先駆けとして熊本流通団地協同組合の事業である「熊本カーシェアリング事業」と一体的に運用することとなった。なお、予約や料金の決済などのカーシェアリングシステムの構築及び運用上の管理

については、システム管理会社に委託している。

活動の成果

カーシェアリングの車の平均利用率は、愛用者は約50%、トラックは約30%で、事業の収支バランスポイントであるキャッシュフローベースでは2年目で達成することができ、また損益（PL）ベースでは本年度に目標を達成することができた。組合員の中には今後の事業利用を予定し、社用車の減車を実行している企業もあるなど、登録者数は増加傾向にある。

また、カーシェアリングの考え方の普及により、車の保有とシェアリング利用を損益分岐の視点で見ると車ユーザーが増えている。なお、地域社会におけるカーシェアリングのニーズが高まる傾向で、さらに、社会貢献にも繋がるため、地域における組合と組合活動の認識が広がり、団地の価値や存在感も高まってきている。



熊本流通団地協同組合

住所：〒862-0967
熊本県熊本市南区流通団地1-24
(流通情報館2階)
設立：昭和61年12月
出資金：673,190千円
電話：096-377-2600
業種：卸売業・運送業
組合員：90人
組合専従者：一

組合 Q & A

組合の債務に対する組合員の責任について

Q 11 組合員の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものであるか。

例えば、総会において、各人出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定のものを指名して負担せしめることを議決した場合等、この議決は有効であるか。

2 右に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負う債権の追及はどこまで及ぶか。

3 赤字累積による生産の場合はどうか。

「A」1 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資金を限度とし、総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないもの

と解する（中協法第10条第5項）

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の席に任じなければならぬ。また、組合の第三者に対する債務について全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証している場合（いわゆる連帯保証）に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。

2 したがって、設問のごとく、組合員に対して出資金以上の責任を負わせること、組合の責務につき、特定の組合員を指名して弁済の席に任じさせること等を総会において議決し、議決成る故をもって負担させることは、法令違反であるから無効である。

3 組合財産を持って債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けた時、組合員の責任は、上述の組合と同様である。

なお、本問のごとき事例も、総会の議決である旨を持って組合員

に限度額以上の出捐を強制することはできない。

員外者の出資について

Q 11 中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にいけないものか、その根拠をどこに求めるべきか。

「A」1 組合員は1口以上の出資を有しなければならないということとは、中協法第10条に規定するところであり、その出資額を限度として責任を負うものであることも同条第4項に規定するところである。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということとはあり得ない。

なお、員外者に組合事業を利用させる上で必要があるならば、別途保証金等で対応すべきであろう。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第3問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財政状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

《解答》【第1問】×（新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の議決で良いとされている。したがって、総会の承認は必要ない。協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。）【第2問】×（新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合には「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいっぱいで、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。）【第3問】×（組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状況により増減することはできない。）

テーマ 介護福祉車両の総合メンテナンスサービスの新事業展開

野田工業団地協同組合 組合員企業

株式会社坂自動車

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認を受けた企業の取り組み事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等のほか、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のついでに...

当社は、昭和49年11月に野田市で創業し、51年に法人化。昭和55年、野田工業団地内（現本社地）に新工場を建設。現在は野田市内に5つ、成田市に1つの拠点を有し、自動車の点検・整備・修理・販売・保険代理業務等を取り扱っています。業界は、平成7年道路運送車両法の改正で整備が簡略化されたのを機に、整備事業に参入業者が増え、ディーラーも最近では、収益確保のためにアフターサービスの獲得に力を入れ、メンテナンスパックを始めとした車検獲得を進めています。また、平成19年度を境に、国内の自動車保有台数は減少を続けており、危機感を抱いております。

当社の強みは、「本社工場が野田車検場前で、乗用車の短時間車検や予備検査、代書業務が可能」、「大型・特種車両の専門工場を持つ」、「従業員のうち、6割超が自動車整備士（钣金技術者含む）」といった、付加価値の高いサービスを提供しておりますが、一方、大型・特種車両の整備の受注が全体売上の7割近くを占めており、運輸業や建設業といった法人の得意先は、景気の影響を受けやすく、需要が安定しないという問題点があります。

昨今の高齢化社会の背景から、当社の法人顧

客にも、福祉関連の企業が目立ち始め、介護福祉施設で使われることが多い、「車いす移動車」や、「昇降シート車・回転シート車」といった介護福祉車両の整備依頼が増えてきております。

テーマ及び内容は？

1. テーマ
『介護福祉車両の総合メンテナンスサービスの新事業展開』
2. 計画期間
▽平成26年8月～平成29年7月（4年計画）
3. 内容
介護福祉車両の車検及び代車サービスの実施と、除菌・招集及び抗菌サービスの展開。

新たな取り組みの特徴は？

介護福祉車両の車いす用リフトは、平らな面と平行して使用しなければ故障の大きな原因となります。しかし、介護福祉車両のドライバーは高齢者が多く、送迎先の道幅が狭いこと等から、車体自体の破損や、傾斜している所でリフトを使った車いすの乗降をしなければいけない

状況もあるため、リフトに負荷がかかり、介護福祉車両の要であるリフトを破損してしまうことが多々あります。また、車検時の代替介護福祉車両の提供にも課題があります。当社が現在保有している車検代替用の一般車両では、顧客である介護福祉施設の主業務の一つとなる送迎業務に支障が出てしまいます。介護福祉車両の車検において、大手自動車メーカー系レンタカー会社より介護福祉車両を当社が借受・車検とセットで対応しています。この場合、顧客に車検代とは別に1台につき1日1万円以上の高額レンタカー代を支払って頂いており、負担が大きいため代替の介護福祉車両を求める声が多くあります。さらに、介護福祉車両には、高齢者を乗降させるため、車内に匂いが充満し、天井やドアパネルに付着した匂いがとれず、ドライバークの労働環境悪化も課題となっております。

そこで、従来の特種車両等の整備で行ってきた油圧機器点検・修理の知識と技術力及び、介護福祉車両の整備ノウハウと実績を活用して、介護福祉車両の車検及び代車サービスを実施します。さらに、介護福祉車両には要介護の高齢者を乗降させるため、車内の衛生管理に有用な植物由来の溶剤を活用した除菌・消臭及び抗菌サービスを実施致します。

具体的な実施方法は次のとおりです。
① 介護福祉車両の車検及び代車サービスの実施
・ 介護福祉車両の車検に対応するため、代車用の介護福祉車両を2〜3台導入します。
・ 送迎先での緊急メンテナンスに対応するため、介護機器の整備に必要な介護車両専用サービスカー等の設備機器を導入し、専用対応致します。

また、中長期的には、最も故障するリフト及びリフト部品を自社でストックし、クイック対応が可能な体制を構築致します。

② 除菌・消臭及び抗菌サービスの展開

・ 温度管理機能を付けた専用ブースを新設し、シートや天井等に付着した匂いを植物由来の溶剤を使用して、除菌・消臭及び抗菌するサービスを展開致します。

今後の事業展開は？

以上の実施内容に取り組んだ結果、介護福祉車両の車検に対応した車両代車サービスを導入することにより、新市場の獲得及び売上拡大が見込まれます。また、他社では行っていない介護福祉車両の除菌・消臭及び抗菌サービスを展開することによって付加価値が上がり、他社との差別化及び売上向上が見込まれます。さらに、介護福祉車両の送迎先顧客の個人車両をターゲットとした相乗効果が狙えます。そして、今後の販路開拓に向けて積極的な営業活動を展開して行きます。また、今後の販売促進による新規顧客の開拓策は以下のとおりです。

① 外部発信

店頭看板、ポスターのほりを作成し「カーテック・サカ」「オンリーワン」と「カーライフ・サカ」の各店での掲示及びホームページのリニューアル・パンフレットを作成します。

② 内部発信

店内待合室に福祉車両の車検メニューや整備内容をわかりやすくパネルで掲示するほか、作業風景をビデオに撮り、テレビで繰り返し流し

て顧客にアピールします。

社長さんの一言

デフレ経済と規制緩和の中、自動車整備業界も点検項目の減少、異業種の参入による価格競争の激化等により十分な利益を確保することが難しくなってきました。

日本が更なる高齢化社会へ進むことは避けられない現状の中、介護福祉車両の総合メンテナンスサービスは販路拡大と地域貢献を両立する将来性のある分野と捉え更なる取り組みを進めていこうと考えております。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎0433063282



企業プロフィール

【組合名】 野田工業団地（協）
【企業名】 株式会社坂自動車
【代表者】 坂 達也
【所在地】 千葉県野田市西三ヶ尾144-5
【電話番号】 04-7124-2641
【資本金】 16,000千円
【従業員数】 84名
【業 種】 自動車整備業
【E-mail】 info@saka-car.co.jp
【URL】 http://www.saka-car.co.jp/
【承認年月日】 平成26年7月31日
【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成28年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から7に増加。「減少した」業種は11から4に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8のまま変化なし。「減少した」業種は15のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から6に増加。「悪化した」業種は13から8に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から1に減少。「減少した」業種は12のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から6に減少。「減少した」業種は11から13に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3のまま変化なし。「悪化した」業種は14から17に増加。

製造業

■醤油製造

【県内全域】

醤油については横ばいの出荷状況が続いている。しかしながら、醤油加工品の動きは活発である。

■酒類製造

【県内全域】

前年比ほぼ同様の売上となり、好転傾向に入ったとは言えない。

■製材

【県内全域】

景況の変化は、少しずつ悪くなっているような気がします。

■製材

【木更津】

米材船1隻入港。ロシア船南用材入港なし。在庫の減少が続いている。

■印刷

【県内全域】

景況の変化については、2月の県内組合員受注売上は、景況感から来る消費マインズの冷え込み等の影響により、全体としては芳しくなかったようです。但し、全社が悪化しているわけでは無く、中には好調な企業もあります。様々な要素でパイの奪い合いが起きていますので、その結果として企業の業績に大きく格差がついてきています。

■電気鍍金

【県内全域】

景況の変化は、1月よりは好転し、売上高もよかった。

鉄工

■千葉

景況の変化については、従来同様、大きな変化なく横ばい推移中。

■機械部品製造

【野田】

景況の変化は、各業界共に停滞ムード。

■機械部品製造

【流山】

景況については、特に変化がないが、電気料金の燃料調整費が下がってはいるが、依然高値での推移なのでコスト負担は厳しい状況である。

■機械部品製造

【柏】

前月と変わらず低調かつ不透明。中国の影響が大きい。開発案件は今年に入り増加。内容は自動車軽量化等。

■金属製品製造

【船橋】

景況の変化は、年度末に向けて、生産高は増加しているが、当初の計画からは減少。

■採石

【県内全域】

景況の変化は、前月比伸びている。年間実績で前年度を多少上回る可能性あり。今後とも、港湾整備に伴う石材の需要はあるものの、採取場の廃止などにより採取地の減少と資源の枯渇により生産箇所が限られ、需給が追い

付かない状況である。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【事務機・文具】総じて年度末に向かい、売上は前期比微増だが、4月以降の受注計画に陰りが見えてきている。

【食肉卸売】 【千葉市他】

業界動向は、中小規模の酪農家の離農が見られる。

【建築材料卸売】 【県内全域】

景況の変化について、一段と悪化に向かっている。消費税とは別次元の構造的不安感がある。公共事業更新需要は、莫大なものがあるが、手つかず。民需もマンション戸建とも低迷。物流倉庫需要も一段落した。千葉県内は、外環特需のみ。民間需要は極めて低い。

【自動車解体】 【県内全域】

景況の変化は、スクラップ価格は低迷したままで、廃車確保も厳しい状況。円高が進行したことで、海外向けの販売にマイナスの状況。

【乾物卸売】 【県内全域】

景況の変化は、やや後退（海苔不足に起因）。

【卸売】 【茂原】

景況の変化は、世間では景況の上昇を気にしている様子ではありますが、現実的には地方においてあまり見受けられません。気候の上昇とともに景況の上昇を祈るばかりです。

【電気機器小売】 【県内全域】

景況の変化は、日々厳しく泣いている。わずか2、3千円のリモコンを見積らせる行政、あきれることが多い。高齢者は年金が減少する中で、買い控え、社会全体が疲弊している。

【青果小売】 【千葉市】

果物の単価が例年より高めなので動きは悪い。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】

景況の変化は、横ばいの様である。

【小売】 【東金】

景況の変化は、ファッション関連品は、気候により左右され、冬物処分で若干動きがあったが、春物は見せる展示段階で購買までにはいっていない。日用品関連は若干上向いてきている。

【小売】 【野田】

景況の変化について、前年と比べて来店客数が増加したが、客単

価は下がっており、総売上は伸びなかった。3月の春物セールに期待している。

【小売・サービス】 【柘】

景況の変化について、もともと寒い時と強風の時は来街者が少ないのだが、今月の売上減少は甚だしい。食品、飲食、物販、サービスすべてが良くない結果となった。気候のせいだけではない構造的なものとしか言いようがない。

【遊覧船】 【鴨川】

景況の変化について、2月は欠航が6日（前年同月1日）あり、しかも2週間に渡り週末に重なったため大幅な落ち込みとなった。

【学習塾】 【県内全域】

景況の変化について、新入塾生の集まりはまだまだといったところ。大手塾が千葉市内に3つ進出。競争の激化は避けられない。

【土木建築サービス】 【県内全域】

景況の変化について、1月29日に日銀金融政策決定会合がマイナス金利政策を決定（2月16日から適用）したものの、10月〜12月の実質GDPが年率▲14%と2期ぶりのマイナス成長となった

こと、3月1日、財務省発表の法人企業統計も経常利益▲1.7%、売上高▲2.7%と、ともに前年同期比マイナスを記録した（11年10月〜12月期以来4年ぶり）ことなど、景気のもろさが露呈した。

【ソフトウエア】 【県内全域】

景況の変化は特になし。業界動向は、ものづくり助成金の準備に当たり構想している企業が多い。

【建設】 【県内全域】

2月の落札額は、前月比30%強のマイナス。前年同月比微増となった。例年のことではあるが、年度末でもあり、調整色が強い。

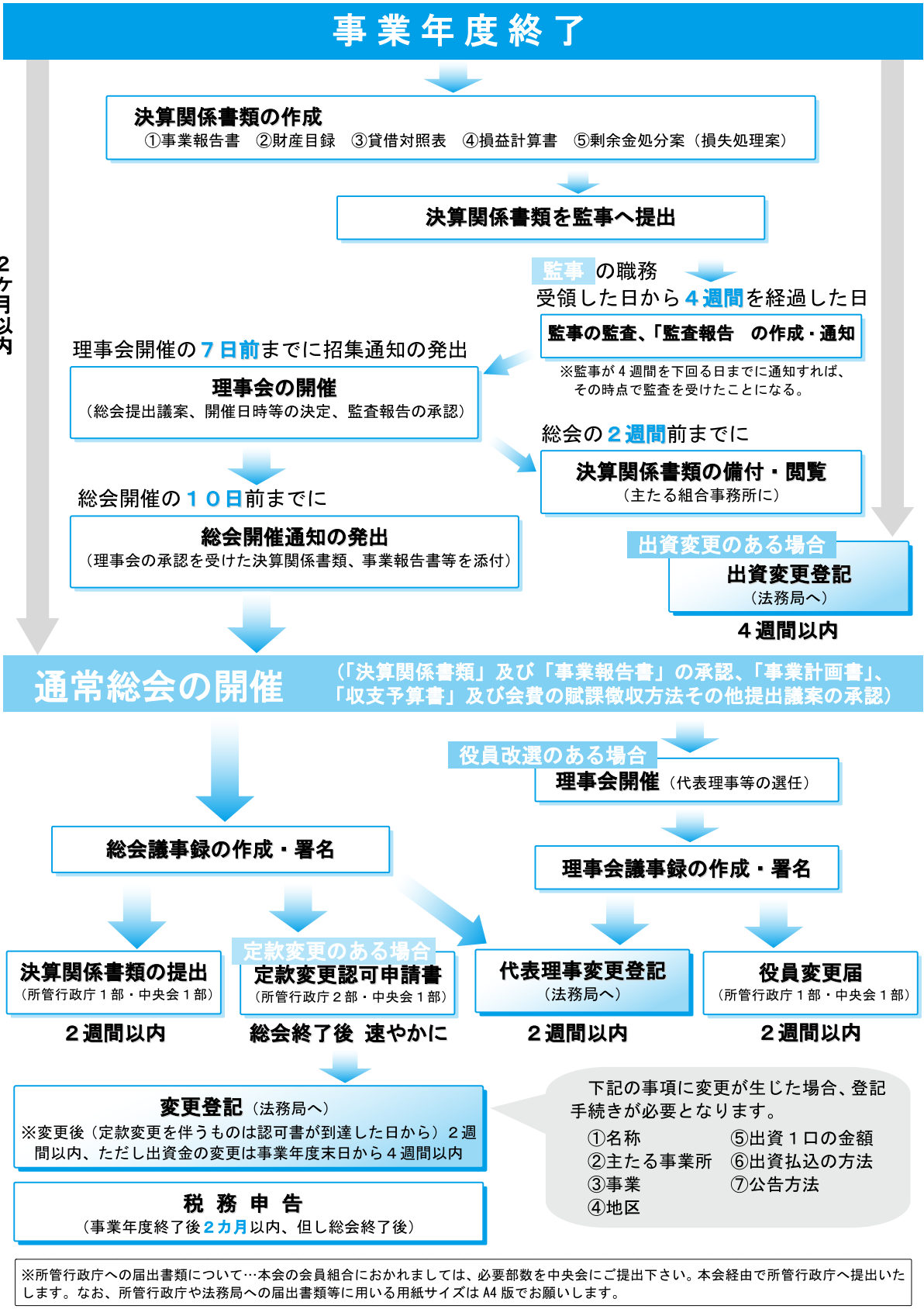
【貨物運送】 【野田】

景況の変化について、いまだに価格を下げた営業活動が見受けられる。日頃より厳しい運賃で請け負っているところに無責任な安い運賃提示があり、結果的に今まで請け負っていた業者が値引きされる結果となった。

【輸出入】 【県内全域】

景況の変化について、2月の売上は前月比、前年同月比とも1月より減少しました。

総会前後の組合事務手続きの流れ



◎お問合せは、本会設立相談室まで（Tel 043-306-3285）

組合事業年度終了後の事務手続きチェック事項

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切等)	正確な財務諸表を作成するため、必要な決算手続を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	事業報告書及び決算関係書類の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヵ月以内(定款で3ヵ月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役員理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヵ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヵ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払い戻し」「役員の数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。[中協法 第51条②](※事前に本会担当者にご相談ください。)
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更許可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85①]

☆ いま一度ご確認をお願いします！

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業報告書は作成されていますか？ ✓ 財産目録は作成されていますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 決算関係書類には、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(損失金処理案)を記載することになっています。なお、決算関係書類の提出と併せて事業報告書の提出をお願いします。 ※ 組合では、会社と違い財産目録を省略することはできません。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 剰余金処分は適正ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当期に利益があった場合は、必ず下記の積み立て及び繰り越しを行わなければなりません。組合において積み立て及び繰り越しが適正に行われているか、再度ご確認ください。(※監査報告で適正としている組合が、剰余金処分(損失金処理)がなされていない組合が見受けられますのでいま一度ご確認をお願いします。) ☆ 法定利益準備金(全ての組合) ☆ 特別積立金(定款で規定している組合) ☆ 教育情報費用繰越金(事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款変更にあたっては… 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 定款変更の際は、所管行政庁との事前協議が必要となるケースもあります。認可の手続きをスムーズに進めていくため、議案を総会前の理事会に上程される前に本会までご相談下さい。

通常総会の開催要項

通常総会	
招集	定款の定めるところにより毎事業年度1回 ※臨時総会は随時
招集者	理事会の決議を経て代表理事が行う
招集手続	①会日の10日前までに目的事項（議案）及び理事会の承認を受けた決算関係書類等を添付し、組合員に提供する。 ②組合員全員の同意が有れば招集手続きの省略可（必要な添付書類も不要） ③短縮可
定足数	総組合員の2分の1以上 ※委任状出席、書面出席も定足数に加える。
議決権及び選挙権	1組合員1個
議長	出席した組合員の中から選任 議決権 無 選挙権 有 決定権 有
議決の方法	①普通議決（出席者の過半数で決す） ②特別議決（組合員の過半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数決で決す）の2種類あり
議決事項	①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 ③経費の賦課及び徴収の方法 ④借入金残高の最高限度 ⑤定款の変更 ⑥規約の設定、変更又は廃止 ⑦過入金 ⑧剰余金の配当 ⑨組合員の除名 ⑩役員報酬 ⑪役員選任 他 ※緊急議案 本人出席の3分の2以上の同意がある時は、議案とすることができる。

○提出・届出について○

決算関係書類の提出

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
決算関係書類	組合法 105 の 2 施行規則 161	所管行政庁（1通） 中央会（1通） ※所管行政庁宛のもの （コピーでも可） ※県所管は中央会へ2通	①中小企業等協同組合決算関係提出書 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤損益計算書 ⑥剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ⑦事業計画書 ⑧収支予算書 ⑨通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本 （総会終了後2週間以内）

役員変更届

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
役員変更届	組合法 35 の 2 施行規則 35	所管行政庁（1通） 中央会（1通） ※所管行政庁宛のもの （コピーでも可） ※県所管は中央会へ2通	①中小企業等協同組合役員変更届 ②変更した事項を記載した書面 （役員名簿新旧対照表） ③変更の年月日 ④変更の理由 ⑤通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本 ⑥理事会の議事録又はその謄本（変更後2週間以内）

◎お問合せは、本会設立相談室まで（Tel 043-306-3285）

平成28年度 中央会の事務局体制

平成27年4月1日現在のの本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。

() 内は旧職名。

▽専務理事 〓 藤原誠

▼参与 〓 田子辰幸

▽事務局次長 〓 今関光俊

▽事務局次長 〓 松永光男、河野弘樹

【設立相談室】 室長 〓 錦織義雄

主幹 〓 齋藤昇 ▼ 主幹 〓 田川幸宗

▽ 主幹 〓 池澤由寿

【商業連携支援部】 事務局次長兼

商業連携支援部長 〓 河野弘樹

▽ 副参事 〓 東克典

▽ 副主幹 〓 海老根博

▽ 主査 〓 渡邊幸恵

▽ 主事 〓 富永健太

▽ 共済推進役 〓 佐々木幸裕

【工業連携支援部】 副部長 〓 福永

正昭

▽ 主査 〓 岩澤龍一

▽ 主査 〓 菅井啓勝

▼ 主事 〓 山下侑祐

▽ 主事 〓 松澤純一

【経営支援部】 部長 〓 橋本健一

▽ 副参事 〓 鳥居俊夫

▽ 副主幹 〓 堀江勇介

【総務部】 部長 〓 斉藤清 ▼ 副主幹

〓 山内昭紀 ▼ 主査 〓 永田芳子

▽ 主事 〓 新井要平 ▼ 主事 〓 吉原律子

子

■ 定期異動 [4月1日付]

【設立相談室】 設立相談室主幹 〓

田川幸宗 (総務部主幹)

【工業連携支援部】 工業連携支援

部主事 〓 山下侑祐 (設立相談室

主事)

【総務部】 総務部副主幹 〓 山内昭

紀 (工業連携支援部副主幹)

■ その他の異動

□ 新入職員 (パート) [4月1日

付] 総務部主事 〓 吉原律子

□ 退任 [3月31日付] 大熊一行 (常

務理事)

□ 退職 [3月31日付] 久保美和 (工

業連携支援部副主幹) [3月31日

付] 宮崎明美 (総務部主事)

中小企業組合検定試験

平成27年度

祝 合格おめでとうございます!!

去る平成27年12月5日(日)に実施された平成27年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表になり、千葉県受験者17名のうち下記の4名の方(敬称略・順不同)が見事合格されました。おめでとうございます!!

小西 由起	千葉県解体工事業(協)
鈴木 伸太郎	千葉県自動車整備商工組合
佐々木 幸裕	千葉県中小企業団体中央会
田中 周祐	千葉県中小企業団体中央会

中小企業組合士が誕生するまで

中小企業組合 検定試験受験

(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み...9月上旬~10月中旬
- 試験日...12月の第1日曜日

合格(3科目)

- 1科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付で認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間 その後更新

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

《平成28年度保険料率について》

協会けんぽは、主に中小企業で働く方やそのご家族が加入されている健康保険で、全国に約3,700万人（千葉支部は約80万人）の加入者がいます。

平成28年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率については、本年3月分（4月納付分）より現状9.97%から9.93%に引き下げとなります。一方、介護保険料率（全国一律）については、現状の1.58%から変更はありません。

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。協会けんぽ千葉支部では、検診の推進やジェネリック医薬品の普及促進など、医療費の適正化に向けた取り組みを更に進めてまいりますので、今後とも皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

◎お問い合わせ：☎ 043-308-0522

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 企画総務グループ

《加入者のご家族（被扶養者）へ特定健診のお知らせ》

協会けんぽでは、加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診を実施しております。

健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しておりますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう！なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬に加入者ご本人のご自宅へ直送いたします。

【特定健診とは？】

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、腹囲・血圧・脂質・血糖・肝機能・尿検査などです。

【受診方法は？】

受診券と健康保険証をお持ちのうえ受診してください。健診実施機関や集団検診の日程については、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ千葉支部にお問い合わせください。

【自己負担額は？】

健診機関で受診する場合は1,180円（一部機関は500円）、集団健診で受診する場合は500円です。

【その他】

加入者ご本人（被保険者）には「生活習慣病予防検診」を実施しております。ご案内は勤務先にお送りしております。ご不明な点がございましたら協会けんぽ千葉支部にお問い合わせください。

◎お問い合わせ：☎ 043-308-0525

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 保健グループ